なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

(ｶ)　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）

(ｷ)　構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造　いずれの場合も地上２階以上

(ｸ)　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

(7)　単体有資格業者又は経常建設共同企業体（甲型）の構成員のいずれか１社については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間は、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成６年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記(5)の全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できることとし、うち１人が前記の施工経験を有する者であること。

また、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(8)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（詳細は入札説明書参照。）。

(11)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12)　当該工事の技術提案が適切で具体的に示されていること。

3　総合評価に関する事項

(1)　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

ａ．構造躯体の品質確保について

ｂ．外壁工事の品質確保について

ｃ．施工における公衆災害等の防止対策について

(2)　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(3)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(a)　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(b)　技術提案における最低限の要件（以下「要求要件」という。）として、入札説明書及び設計図書に示される条件を満たしていること。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3)　総合評価の方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　資料の内容に応じ、下記(a)の評価を行い施工体制評価点を与え、また(b)の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は40点とする。

なお、(b)技術提案の評価は入札説明書等に示された内容（以下「標準案」という。）について、それと異なる施工方法等（以下「ＶＥ提案」という。）を評価し標準案は評価しない。

(a)　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

(b)　技術提案

ａ．構造躯体の品質確保について　構造躯体の品質確保に係る施工方法等の提案（コンクリート工事（材料・調合から打設・養生まで）、型枠工事、鉄骨工事（工場製作を除く）、鉄筋工事等）について、提案内容に応じてポイントを与え、その合計ポイントの最上位者に加算点20点、標準案（０点）を除く者には獲得ポイントに応じて比例按分した加算点（小数第２位切捨）を与える。

ｂ．外壁工事の品質確保について　外壁工事の品質確保に係る施工方法等の提案（プレキャストカーテンウォール工事、タイル工事（ＰＣ化を除く）、コンクリート打ち放し面塗材仕上げ工事等）について、提案内容に応じてポイントを与え、その合計ポイントの最上位者に加算点15点、標準案（０点）を除く者には獲得ポイントに応じて比例按分した加算点（小数第２位切捨）を与える。

ｃ．施工における公衆安全等の防止対策について　施工における現場近辺の公衆安全等の対策に係る提案（安全及び防犯対策、工事車両の運行計画等）について、提案内容に応じてポイントを与え、標準案（０点）を除く者には優・良・可で評価し、優は５点、良は３点、可は１点の加算点を与える。

③　入札価格及び技術提案に係る総合評価は、入札者の申込みに係る上記①及び②により得られた標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(4)　(3)②(b)の評価項目の詳細は入札説明書による。

4　入札手続等

(1)　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第二係　佐藤　秀知　電話022―225―2171㈹　内線2531

(2)　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は、平成21年11月６日から平成22年１月20日までの土曜日、日曜日、休日及び平成21年12月29日から平成22年１月３日（以下「年末・年始」という。）までを除く毎日、午前９時から午後５時まで（最終日は入札書受付時刻である午後４時）。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者に対しては、発注者の指定する方法（ＣＤ―Ｒ等による貸与等）で交付するので、下記担当部局へその旨申し出ること。

また、他社が取得した入札説明書等を譲り受け、申請書及び資料を提出した者が認められた場合には、東北地方整備局競争契約入札心得第５条に基づき、入札の取り止め等を措置することがある。

①　担当部局　上記(1)に同じ。

②　受付期間　平成21年11月６日から平成22年１月20日までの土曜日、日曜日、休日及び年末・年始を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで（最終日は、入札書受付時刻である午後４時）。

(3)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成21年11月６日から平成21年12月７日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前９時（ただし、11月６日は午前９時30分）から午後５時（ただし、12月７日は午後４時）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出することもできる。